

○泉佐野市男女共同参画審議会規則

平成29年 3 月31日

泉佐野市規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、泉佐野市附属機関条例（平成12年泉佐野市条例第34号。以下「条例」という。）第 3 条の規定に基づき、泉佐野市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて、条例別表に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

(組織)

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体等の代表者
- (3) 人権問題に関し精通する者
- (4) 公募した市民

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれらを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

(関係者の出席)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 審議会の会議は、公開する。ただし、審議会の会議が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

(1) 泉佐野市情報公開条例（平成11年泉佐野市条例第27号）第6条各号に掲げる情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合

2 審議会の会議を公開するかどうかの決定は、会長が行う。この場合において、会長は、当該会議に諮り意見を聴くことができる。

3 会長は、会議を非公開とした場合は、その理由を示さなければならない。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、市民協働部人権推進課において行う。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日泉佐野市規則第4号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。